

## 見積書の記入方法等について

### ●見積書の交付場所について

令和2年4月3日公開分より、「公募型比較見積の執行について」、「仕様書」等のホームページ公開を開始しました。なお、見積書についてはホームページ公開を行っておりませんので、引き続き契約主管担当の欄に記載している部署にて行っています。

### ●見積書の様式について

公募型比較見積において使用する見積書は、契約主管担当から交付された見積書（右上に「**公募型比較見積用**」と印字されたもの）を使用してください。

### ●見積書の提出方法について

- ・見積書の受付は、提出期間内の開庁日の午前9時から午後5時30分までとします。ただし、提出期限日については午後3時までとします。
- ・見積書へは大阪市入札参加資格登録時「大阪市使用印鑑届」に押印された印鑑の押印が必要です。見積書への当該使用印押印が困難な場合は、当該使用印が押印された委任状（様式は各契約担当仕様書等ページに掲載）と見積書を同時に提出してください。
- ・見積参加資格審査資料提出の欄に「要」と記載されている案件については、「公募型比較見積の執行について」に記載の期日までに、比較見積参加申請書等を事業主管担当まで提出してください。
- ・大阪市教育委員会事務局等公募型比較見積実施要綱第6条に規定する見積書提出方法は次のとおりです。

（※【記載例】参照）

①日付：見積書の提出日を記入してください。

②住所及び商号等の記載：入札参加有資格者名簿の内容を記入してください。

※『支店』『受任者』を登録している場合は、『支店所在地』『受任者名』を記載してください。

③押印：『使用印鑑届』で大阪市に届け出ている使用印を押印してください。

④見積金額：・見積金額を記載してください。なお、価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税かかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記入してください。

・金額の前には「¥」マークを記載してください。

・誤記載の場合は、「¥」マークを含めた金額全体を二重線で削除し、その上に使用印で訂正印を押印のうえ、正しい金額を記載してください。

- ・提出する見積書は、見積金額記載面を内側にして、見積書提出期限及び案件番号が分かるように折り、契約主管担当の投函場所に提出してください。

※折り方見本を投函場所に掲示していますので、参考にしてください。

- ・大阪市教育委員会事務局等公募型比較見積実施要綱第8条に該当する見積りは無効となりますので、ご注意ください。

